

2020年度 松戸市中小企業設備投資補助金 申請要領

1. 補助金の目的

製造業を営む中小企業等が生産設備等を購入する際、その購入に係る費用の一部を補助することにより、市内事業者の「生産性の向上」及び「経営の安定」に寄与することを目的としています。

2. 補助対象事業

(1) 地域経済牽引事業型

地域経済牽引事業計画に記載した補助対象設備（※1）を取得すること。

(2) 生産性向上型

次に掲げる補助対象設備（※1）を取得すること。

①「先端設備等導入計画」（※2）の「先端設備等の種類及び導入時期」欄に記載されているもの。

②「経営革新計画」（※2）の「設備投資計画」欄に記載されているもの。

(3) 一般型

上記以外の場合において、生産機械等の補助対象設備（※1）を取得すること。

（※1）補助対象設備の内容については、「4. 補助対象設備」をご参照ください。

（※2）中小企業等経営強化法に規定する計画で、認定（または承認）を受けたものをいいます。

3. 補助対象者

補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす方になります。

(1) 製造業を営む（※3）中小企業者（※4）であること。

(2) 市内に事業所を有すること。

(3) 市税を滞納していないこと。

（※3）企業全体の業種が製造業以外である場合であっても、経済センサス等国の調査の回答に記載している「事業所の業種」が製造業である場合には、製造業を営んでいるものとみなします。

（※4）中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
1. 製造業・下記2～4以外の事業	3億円以下	300人以下
2. 卸売業	1億円以下	100人以下
3. サービス業	5,000万円以下	100人以下
4. 小売業	5,000万円以下	50人以下

4. 補助対象設備

補助対象設備とは、次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

(1) 製品の生産をするための機械・装置・生産ライン等（※5）であること。

(2) 取得価額が1単位（※6）につき300万円以上であること。

(3) 市内の事業所に設置するものであること。

(4) 中古品ではないこと。

(5) リース契約に基づくものでないこと（※7）。

（※5）電気設備・空調設備・排水設備などの建築設備は対象になりません。

（※6）機械装置については、1基・1台。生産ラインについては、1ラインとします。なお同一のライン内で単価200万円の機械を2台購入した場合には、1ラインとしての機械等の取得価額は200万円+200万円=400万円であるため、300万円以上であると考えます。詳しくは、「5. 1単位の考え方」をご参照ください。

（※7）割賦による購入については、申請年度中に支払った金額のみを対象とします。ただし、契約において所有権留保特約を付する場合など、補助対象設備の購入日の属する年度内に所有権が移転しない場合は、補助の対象になりませんのでご注意ください。

5. 1単位の考え方

【例①】1つの生産機械が300万円以上の場合



対象になる

【例②】1つのライン上の複数の生産機械の合計額が300万円以上の場合
（生産性向上型・先端設備等導入計画提出の場合）



対象になる

※生産性向上型は、「先端設備等導入計画」または、「経営革新計画」に記載した新品の機械等を対象とします。

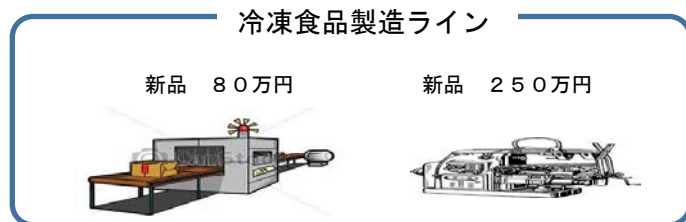
※「先端設備等導入計画」に記載できるのは、160万円以上の機械等だけです。

※上記の例では80万円と250万円の新品機械を購入していますが、80万円の機械は160万円未満であるため「先端設備等導入計画」には記載できません。よって、先端設備等導入計画に記載した機械等の取得費は0円+250万円=250万円<300万円で300万円に満たないこととなります。

※しかし、今回の例における80万円の機械が、「先端設備等導入計画」に記載した計画を執行するために必要な機械ならば、（160万円以下であるため）「先端設備等導入計画」に記載されない機械であっても、80万円+250万円=330万円>300万円として補助の対象になります。

※ただし、この例における80万円の機械が、「先端設備等導入計画」に記載した計画の執行に関係ないものであったら、0円+250万円=250万円<300万円で、補助の対象にはなりません。

【例③】 1つのライン上の複数の生産機械の合計額が300万円以上の場合（一般型の場合）



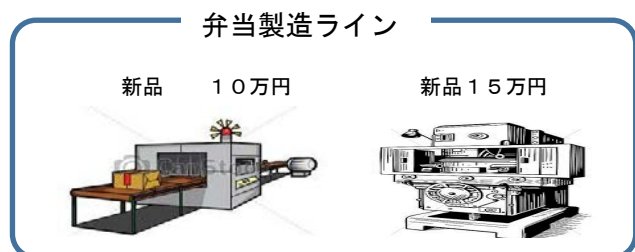
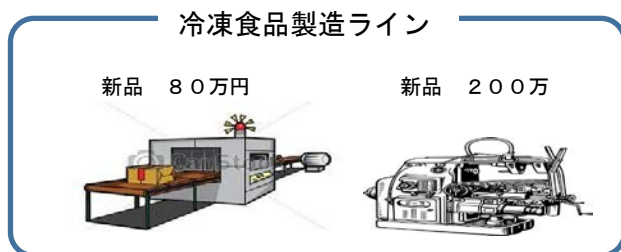
対象になる

※一般型は、『「先端設備等導入計画」「経営革新計画」に記載する』という要件がないため、新品の機械等ならば補助の対象になります。

※したがって、上記の例では、補助金の対象となる機械の取得費は、80万円+250万円=330万円で、300万円以上であるため、補助の対象になります。

【例④】 複数のライン上の複数の生産機械の合計額が300万円以上の場合

対象にならない



※補助の対象とするのは、あくまで、同一ライン内の複数の機械なので、上記例の冷凍食品製造ラインは、80万円+200万円で280万円<300万円により補助の対象にならず、同様に、弁当製造ラインは、10万円+15万円=25万円<300万円により補助の対象になりません。

6. 補助対象経費

生産機械等（補助対象設備）の本体価格及び設置費用など、補助対象設備の取得にかかった費用を補助対象経費とします。（※8）

（※8）同時に取得した同一ライン上に存在する補助対象設備の取得価額の合計額をいいます。

7. 補助金の額

- (1) 地域経済牽引事業型
補助対象経費 × 1/3 （上限：300万円）
- (2) 生産性向上型
補助対象経費 × 1/3 （上限：200万円）
- (3) 一般型
補助対象経費 × 1/10 （上限：50万円）

生産性向上特別措置法に規定する固定資産税特例との併用はできませんのでご注意ください。

8. 手続きの流れ

(生産性向上型・地位経済牽引
の手続きはここから)

○生産性向上型・地域経済牽引事業計画の手続き
⇒ (1) ~ (12)
○一般型の手続き ⇒ (4) ~ (12)

(1) 見積・工業会証明書の取得



※補助対象設備を購入するメーカーから見積書と工業会証明書を取得します。工業会証明書は、メーカーが所属している工業会等で発行するものになりますので、メーカーに発行を依頼してください。(※発行まで時間がかかる場合があります。)

(2) 先端設備等導入計画等の提出



※先端設備等導入計画を作成し、松戸市役所に提出します。
※申請の詳細は松戸市のホームページをご確認ください。
(申請書類等もダウンロードできます。)

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyousya/syoukougyou/sentansetsubi.html>

※地域経済牽引事業計画の作成、承認に関する手続きについては以下の URL をご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

(3) 先端設備等導入計画等の認定



※認定を受けるまでに概ね 30 日を要します。

○申請は、松戸市への申請日(左記(4)の申請日)順に受け付け、申請額が予算額に達し次第終了いたします。
○経営力向上型は、(左記(1)~(3)の手続)に 30 日程度要します。手続は早めに行い下さい。
○経営力向上計画の申請中であっても、申請額が予算額に達した場合には、受付を終了させていただきますのでご注意ください。

(一般型の手続きはここから)

(4) 補助金交付の申請

書類審査



※同一年度内において申請できるのは、1事業者当たり1回のみとなりますのでご注意ください。

※申請書類は「9.(1) 交付申請時の提出書類」を参照ください。

(5) 交付決定通知の送付



※市から申請者へ交付決定通知書を送付します。

(6) 補助対象設備の発注



※**交付決定通知を受け取った後に発注をしてください。**




(7) 補助対象設備の納品



(8) 代金の支払い



※交付決定日の属する年度内に補助対象設備を購入しなかった場合には、補助の対象ではなくなりますのでご注意ください。

- | | |
|---|---|
| (9) 実績の報告 | ※補助対象設備を購入したらすみやかに、実績報告書を松戸市役所
商工振興課までご提出ください。 |
|  | ※報告書類は「9.(2) 実績報告時の提出書類」をご参照ください。
※交付請求書は実績報告書と一緒にご提出ください。 |
| (10) 実地検査 | ※設置した設備の状況や購入に関する帳票等について検査します。 |
|  | |
| (11) 補助金額の確定 | ※市から申請者（交付決定者）へ確定通知書を送付します。 |
|  | |
| (12) 補助金の振込 | ※請求後1ヶ月程度を目途に、指定口座に補助金を振り込みます。 |

9. 提出書類

◎⇒松戸市ホームページからダウンロードできます。

(1) 交付申請時の提出書類

◎①交付申請書（第1号様式）

◎②事業計画書（市所定様式 第1号様式添付書類）

※御社の経営の近況や購入する生産機械等の概要及びその効果などについてご記入ください。

③商業登記簿謄本（法人の場合に限ります。）

※3ヶ月以内に法務局から発行された履歴事項全部証明書をご提出ください。

④滞納なしの証明書

※「市民税」「固定資産税・都市計画税」など全ての税目について滞納がないということを1枚で証明する書類で、松戸市役所収納課で交付しております。（申請者が、法人の場合も個人事業主の場合も収納課で交付しております。）

※申請の際は納税証明書交付申請書の「①どの証明が必要ですか」欄の「□ その他」にチェックをし、「その他」の文字の右側の（ ）内に「滞納なし」とご記入ください。

⑤地域経済牽引事業計画及びその承認書の写し【「地域経済牽引事業型」の場合のみ】

⑥「先端設備等導入計画及びその認定書の写し」又は「経営革新計画及びその承認書の写し」【「生産性向上型」の場合のみ】

⑦購入する生産機械等（補助対象設備）の見積書の写し

※見積書に新品である旨を記入してもらってください。

⑧購入する生産機械等（補助対象設備）の概要が確認できるカタログなど

※購入する生産機械等の規格・性能・価格などが分かるものを提出してください。

⑨直近の決算書の写し

※確定申告書の写しは必要ありません。

※個人事業主の場合は、「青色申告決算書」または「収支内訳書」の写しを提出してください。

◎⑩債権者登録申出書（市所定様式あり）

(2) 実績報告時の提出書類

◎①実績報告書（第5号様式）

◎②収支決算書（市所定様式 第5号様式添付書類）

③設置完了後の補助対象設備の写真

※設備の全体が写っているものを3枚以上添付してください。デジタルカメラで撮影したものをカラーでプリントアウトしても構いません。

④②の収支決算書において計上した経費に係る領収証の写し

※やむを得ない事情により領収証が発行されない場合には、「請求書」及び「通帳等で代金の決済が確認できるもの」の写しを提出してください。

◎⑤交付請求書（第7号様式）

※交付請求書は、日付と本文中の空欄（「 年 月 日付け 第 号 で～」の部分）を記入しないままご提出ください。

10. その他の注意点

- ・購入した生産機械等（補助対象設備）をその資産の耐用年数期間内（※9）に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けし、担保に供し、市外の事業所に設置し、又はその他の処分をしたときは、補助金を返還していただきます。
- ・補助金を交付した後においても、購入した生産機械等（補助対象設備）の稼働状況・効果などについて、報告を求めるとともに実地調査をする場合があります。
- ・合併、事業譲渡、分割、相続等の理由により補助事業者の事業の承継がある場合には、事前に松戸市役所商工振興課企業立地担当室にご相談ください。
- ・補助金の交付決定後に、補助対象事業の変更・中止・廃止等がある場合には、事前に松戸市役所商工振興課にご相談ください。
- ・松戸市企業立地促進補助金の補助対象となっている設備については、松戸市企業立地促進補助金と併用して本制度の活用はできませんので、予めご了承ください。

（※9）耐用年数とは、法人税や所得税の確定申告において、固定資産の減価償却費の算定の際、計算の基礎となる年数をいいます。（法律で決められた、その固定資産の使用可能見積年数を表します。）

問合せ先 : 松戸市 経済振興部 商工振興課 企業立地担当室
住所 : 〒271-8588 松戸市根本 387-5（書類郵送先）
〒271-0073 松戸市小根本 7-8 京葉ガスF松戸第2ビル 4階
（書類提出窓口）
電話 : 047-711-6377 FAX : 047-366-1550